

すみりんニュース No.99



へんしゅう はつごう こうえきざいだんほうじん すみよしりん ぼ し ぎょうすいしんきょうかい
編集・発行：公益財団法人 住吉隣保事業推進協会

へんしゅうはつごうにん り じちょう ともなが けんぞう に ゆー す かげつ いちどはつごう
編集発行人：理事長 友永 健三 *『すみりんニュース』は、2カ月に一度発行しています。

こうえきざいだんほうじん すみよしりん ぼ し ぎょうすいしんきょうかい おおさかし すみよし く て づかやまびがし
公益財団法人 住吉隣保事業推進協会 〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東 5-6-15
TEL (06) 6674-3732 FAX (06) 6674-3700 <http://www.sumiyoshi.or.jp/>

（この号の内容）

- 「解放運動が求めてきた教育」——学ぶ権利と解放の学力——
やまなか たみ お しゃかいふくしほうじんの ー まらい ぜー しょんきょうかい り じちょう
山中多美男さん(社会福祉法人ノーライゼーション協会理事長)……………1-7
- けんぞうの視点⑧ 人権の視点から「戸籍」について考える・続
ともながけんぞう こうえきざいだんほうじん すみよしりん ぼ し ぎょうすいしんきょうかい り じちょう
友永健三(公益財団法人住吉隣保事業推進協会理事長)……………7-11
- 住吉隣保事業推進協会のうごき……………11-12

こんごう すみよし すみの え どう わ じんけんきょういくすいしんきょうぎ かい やくいんけんしゅうかい こうし やまなか たみ お
今号では、住吉・住之江同和人権教育推進協議会の役員研修会で、講師をされた山中多美男さんによる「解放運動が求めてきた教育」——学ぶ権利と解放の学力——と題した講演内容をお届けします。(事務局)

「解放運動が求めてきた教育」

——学ぶ権利と解放の学力——

やまなか たみ お しゃかいふくしほうじんの ー まらい ぜー しょんきょうかい り じちょう
山中多美男さん(社会福祉法人ノーライゼーション協会 理事長)

しょうかい いた だ き ま し た やま な か さん で す。今日 は「解放運動が求めてきた教育」——学ぶ権利と解放の学力——というテーマで話をさせていただきます。

1. 解放(同和)教育運動発祥の芽となる「日之出少年団」(子ども)の結成

1) 3人の高校生の呼びかけから
1954年の8月13日に3人の高校生の呼びかけて日之出少年団が設立されました。この中心になったのがおおがまさゆき かつ にち おおがまさゆき しの かい かいさい 大賀正行です。10月5日に大賀正行を偲ぶ会が開催されましたが、それがわたしの兄です。部落差別によって大賀と山中と苗字がちがいますが、本当の兄弟です。

2) 少年団の活動
日之出少年団の活動というのは、どんなことをしてきたのかというと、まず一つは学習会、もう一つは遊びですね。学習会というのは教えあいの学習会です。



① 学習会
——教えあい(いまで言う、アクティブラーニング)——
資料①の写真是当時、毎日新聞が取り上げてくれたものです。学習会は基本的に、みんなで教えあいすると

いことです。中学3年生が小学6年生を、中学2年生が小学5年生を、中学1年生が小学4年生の子どもを教える。先輩が後輩の勉強をみるというぐあいです。教えられないときには高校生、あるいは学年の上の者が教



資料①写真

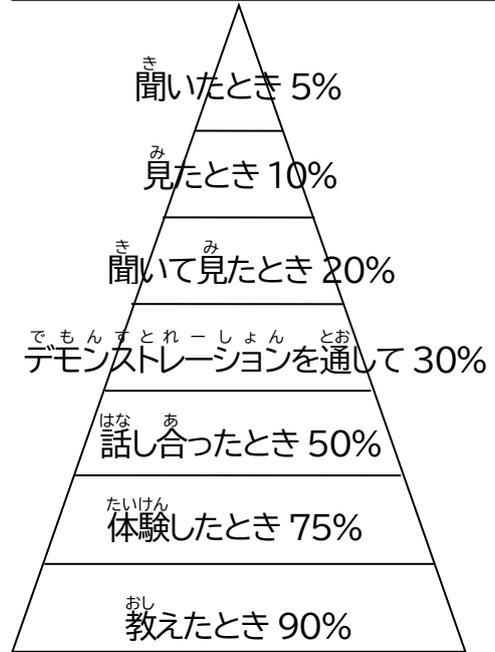
えます。わたしは、このとき中学2年生でした。中学2年生ですから、高校生が教えてくれるわけです。同時にわたしは小学5年生の勉強をみる役割を仰せつかりましてね。それで教えきれないときには、中学3年生や高校生に、「これどないしたらええの?」というかたちで、話を聞きに行き、そこでいろいろ教えてもらうわけです。「ああ、なるほど、そういうことか」と。そういう教え合い学習でした。この頃には、アクティブラーニングという言葉はなかったんですが、みなさんはもうご存知やと思います。言うならばクラスなかでお互いに教えたり教えられたりする、そういう取り組みが現在、行われているんじゃないかなと思います。

資料として、わたしが小学生のころと中学生のころの通知簿を資料としてつけています。わたしが小学生のときの通知簿(学習の記録)は、「ふつう」は3、「少し努力がいる」は2です。「非常に努力がいる」というのは1になるわけです。この通知簿を見ていただくと、わたしは、ほとんどが3なんです。あと1がちょっとと2が少しあります。これがわたしの小学生のときの成績なんです。それが、子ども会で教えたり教えられたりすることによって、わたしの成績が中学生になって大きく変わっていきます。中学生のころの通知簿は、5が3こ、4が14こ、3が15こ、2が1こです。2は歌唱です。1はありません。大きな変わりようです。

資料の「どのような状態においてもっとも学習効果が高いか」を見ていただくと、教えたときが一番成績が

よくなるということです。わたしは、中学2年生のときに、小学5年生の勉強を教えたり、ときには4年生の勉強を教えたりしました。中学校1年生と一緒に教えたり、教えられたりすることによって、大きく成績が変わるわけです。

資料 どのような状態においてもっとも学習効果が高いか



まさに、アクティブラーニングというのは、こんなに効果があるんやなということをわたしは、ひしひしと感じるわけです。

しかし、わたしはこれを自慢するために言っているわけではありません。通知簿の成績が上がったから、何か自分自身がすばらしくなったと喜んでるわけでもありません。学習のあり方を考えていただけたらと思っ

②遊び—身近なものを遊具にして(資料③参照) 多様な集団遊び、個性の交わりとコミュニケーション力の向上

手書きで遊びの名前を書いた資料をつけています。一つひとつ説明する時間はないので、想像してください。手でチッス、バツス、グツスとか、ジャンケンで陣取りやるとか、鬼ごっこ、かくれんぼ、缶けり、下駄隠し、ハンカチ落とし、ハンカチ早取り、ケンケン、相撲、腕相撲、ドウマ、など、

83 あるわけです。これだけの遊びをわたしはしていました。遊んでばかり、遊んでばかりだったので成績が上がるはずがないのに、成績上がったのは何でや、こういうことにもなるわけですね。とにかく、非常に多様な集団遊びをやりました。多様な集団遊びをやることによって、多様な個性との交わりがありました。コミュニケーション力の向上が非常に高まりました。わたしは、そういう意味では、コミュニケーション力が高いと自分では思っています。

3) 差別教育との闘い——教科書無償運動へ

① 「給食代忘れた子」、「宿題忘れた子」などと書かれたプラカード

子ども会で、小学生から学校で「給食代忘れた子」、「宿題忘れた子」などと書かれたプラカードを首につるされるといふ訴えが出てきたわけです。わたしたちはそれを聞いて、「何?なぜ?」となりました。わたしは、その話を聞いて学校の教師に対する強い怒りを持ちました。教科書は無償ではなかったのだから、わたしも、教科書が満足にそろわなかった。子どもたちが教科書代を渡せない、給食代を渡せないということで、大変、嫌な思いをしたわけです。

② 日之出支部設立、そして教科書無償化運動へ

部落解放運動の影響を受けた子ども会の指導者8人がいました。わたしもこの8人の内に入っています。わたしは、最年少で18歳でした。兄が21歳でした。解放運動の影響を受けた指導者8人が、「これは差別教育」

ととらえ、1959年に部落解放運動の日之出支部を設立し、教育無償化運動を起こすことになりました。

当時の教師は、部落差別の現実に気づかず、自堕落な同和地区



の親を「懲らしめる」という意識でした。

資料の写真は、市役所に向かってデモをするところです。左の方は、小さな子ども連れて、プラカードをつかって、これで子どもたちと一緒にいく。それから下の写真は、市役所に座り込んでいるものです。

1965年同和对策事業特別措置法制定の頃までの日之出部落の現状について少し触れます。仕事は、土方、行商、くず買い、靴直し、芸人、わたしの母は芸人でした。日雇い、失対、失対のことを当時は、にこよんと言っていました。日当が240円ですからにこよんと言っていました。それから、子どもも働きました。わたしの妹は、辻占売りをやりました。男の子は、靴磨き、わたしはくず鉄拾いをやりました。女の子は、花売り、辻占売りをやりました。環境は、水道がありません。ガスも通っていません。下水道はなくて、共同井戸水、共同トイレ、細い道、これが部落の現状でした。

③ 教師と親たちの連帯

やがて教師も部落差別の現実から学びという、親たちと連帯するようになりました。一番よく連帯してくれたのは、女性の音楽の先生でした。「あんたら家庭訪問で、家見に行っただことあるのか」と教育委員会にもものすごく大きな声で、怒りをぶちまけてくれました。

④ 1959年教科書無償配布

そういうことの結果、1959年の2学期から教科書が無償配布されるようになりました。

⑤ 1969年すべての学校で教科書無償配布

そしてその後、大阪市内をはじめ、全国の部落でも「教科書無償」、「同和教育」運動が広がって、1969年には、すべての小学校で教科書が無償配布されるようになりました。こういう大きな成果をあげることができました。そういうかたちで学ぶ権利を、教科書無償化というかたちで勝ち取りました。

2. 1970年前後から同和教育が目指してきた力（解放の学力）

1) 差別を見抜く力

1970年前後から運動の課題として、解放の学力が取り上げられました。解放の学力とは、

- ① 差別を見抜く力——さまざまな差別の現状を通して何が差別か、なぜ差別行為が起きるのかを考える力です。
- ② 差別を許さぬ力——持っている知識や技能を生かして、差別の現状を変える力です。
- ③ 自他の人権を大切にす力——多様性を尊重し、多様な力と連帯する共同の力です。

この3番目のことについてわたしたちは、部落差別をはじめ一切の差別を許さないぞ、「団結がんばろう」と言っています。

① 差別を見抜く力、②差別を許さぬ力、③自他の人権を大切にす力、この3つが解放の学力として提起されてきました。それからつぎに解放の学力を育む3つの原則というのが提起されるようになりました。

3. 「解放の学力」を育む「3つの原則」

1) 差別の現実(状)から深く学ぶ原則

「解放の学力」を育む「3つの原則」として、まず一つは差別の現実から深く学ぶということです。被差別体験者の怒りや嘆きを共有するということです。被差別体験者の怒りや嘆きを共有することは、差別を受けている人からしっかりと学ぶ、そのことによって差別を見抜く目が育つんだ、許さぬ力が育つんだとこういうことだと言えらと思います。

2) 能力主義・競争主義克服の原則

一元的な能力観で競わせる考え方(能力主義、競争主義)を廃止して、多様な能力で切磋琢磨させる、アクティブラーニングの学習が必要であるということです。多様な能力に序列はつけられません。能力主義・競争主義は一握りの勝ち組と多くの負け組、格差社会をつく

ります。ですから能力主義・競争主義をわたしたちは克服しなければならぬ、とこういうことを訴えてきました。

3) 集団主義の原則

集団の力を重視するという意味です。わたしは多様な力を重視するという意味で言っています。一人の子どもを教師集団でとらえ、教師集団の力を活かす。たとえば、学年担任制度などをもって集団の力を重視して、いこうということです。多様な力を認め、活かし合い、助け合い、排除しない集団づくりをめざすんだということをわたしたちは訴えてきました。

競争主義の考え方は、競争させれば、やる気を出すと信じ込んでいる人が多いです。特に、大阪市の前の市長はそういう考え方が非常に強かった。競争でやる気を出させるためには常に勝てるという展望と根性主義の徹底が必要だとわたしは、思います。

たとえば、マラソン選手と短距離選手を競わせるとどうなるか。マラソン選手と短距離選手とで100m競争をやったら、マラソン選手は最初から走ろうとしません。短距離選手は走ろうとするでしょう。同じように、長距離マラソンを短距離選手とやったら、短距離選手は最初から走ろうとしません。ですから、最初から勝てるという展望があれば、やる気は出すけれども、はなから勝てる展望がなければ、やる気は出しません。常に勝てるという展望と、根性主義の徹底が必要だと思ひます。競争主義は、格差と差別感情を生み出すと思ひます。

4. 集団の力を豊かにする3つの文化を子どもと共に

集団の力を豊かにする3つの文化を子どもと一緒ににつくり上げていこうというふうに取り組んでいただかないと思ひます。

1) 多様性の文化

一つは多様性の文化、誰もが違った個性、特性、能力、価値観を持っていることが当たり前になっている学級。そういう学級はちがった意見でも傾聴してくれる、そ

う学級を教師と子どもたちとでつくりあげていくべきではないかと思っています。

2) 共助の文化

困ったらSOS、助け合い、励まし合い、共に考えてくれる学級。共に考えてくれる学級こういう学級を子どもたちと一緒につくりあげていただきたいなと思っています。

3) 包摂の文化

気配り、思いやり、見捨てない、排除しない、間違っても違ってもこばかにされない学級。

こういう学級をつくっていただくことにより、解放の学力がわたしは育つのではないかと思います。3つの文化が漂う安心・安全な学級づくりは、同和教育の実践で最も重視してきた集団づくりの取り組みです。安全・安心、安全な環境が確保されていないと、脳は心的危険状態に陥り脳の感情をコントロールする部分、学習を機能させる部位、体を制御する部位などの働きが抑制されると脳神経学会が発表しています。

この3つの文化が崩壊している学級は、いじめや差別を許す学級、不安と不信と暴力が常にそばにある学級だと言えると思います。

さいごに13ページ資料を見てください。少年団のときに、給食代を忘れた子、宿題忘れた子と言われた子どもたちでつくった歌です。

それをいま歌えるかどうかはちょっと不安ですが一度歌ってみます。うまく歌えたら拍手をください。これはこの当時流行ってたメディカンブルースの替え歌です。

1. おいらは、学校へ行きたいが
給食代が待っている
もしもはらわずにいるならば
先生やみんなの目が光る
2. うちの父ちゃん靴なおし
うちの母ちゃん日雇いで
だからおいらはいつまでも

差別と貧乏で日をおくる

3. これじゃいけないとおれたちは
みんなで話して考えた
みんなで団結したならば
差別や貧乏はこわくない

*

これじゃいけないとおれたちは
みんなで話して考えた
みんなで団結したならば
差別や貧乏はこわくない

以上です(拍手)。

<質疑応答>

●友永健三さん

財団法人の理事長をしています友永と申します。山中さんとは長い間一緒に解放運動やってきて、住吉まで来てもらって、ありがたいなと思っています。話を聞いていまして、一番大事なことをみんなに話をいただいたのではないかとわたし自身は思っております。他の先生方から質問をだす誘い水として2つ質問したいと思います。一つは、部落を抱えていない学校でどう同和教育をするのかという質問が結構多いんですね。山中さんはずっと教育の分野を担当してきてこられて、いろんな経験を持っておられますので、同和地区を抱えていない学校で同和教育をすすめるにあたって何かヒントになるようなことをお聞かせいただいたらありがたいなというのが1点目です。

もう1点は、今日はまったく触れなかった教育条件の問題で、わたしはやっぱり部落解放運動の果たした大きな役割は、奨学金だと思います。高等学校に行く、大学に行くための奨学資金制度を闘い取ったと。これによって部落のなかから高校や大学に行く人がだいぶ増えた。このやっぱり奨学の闘いが大きな役割を果たしたということと、もう1つは山中さんが中心になってやられた私学訴訟の闘いね。つまり公立と私学と比べたときに私学は非常に授業料が高いということで、国を相手に訴訟をやられた。それが実は実現したわけですね。いま、大阪で私学行こうと公立行こうと、保護者の負担はほとんど

ど変わらないような状態にまでなってきたんやけど、その先例をつけたのが部落解放運動、山中さんなんかやられた闘いだと思っんです。それをもう知らない方が多いと思っんで、できたらその2点をちょっとお話ししていただけたらと思っいます。

●山中多美男さん

まず1点目の問題ですが、部落を校区に抱えていない学校で同和教育をどう進めていくのか。まず人権とは、差別とは、偏見とはといった人権に対する基礎的な知識が必要だと思っいます。さらに社会にはどのような人権侵害があるのか、そのさまざまな人権侵害(差別)の実態も学ぶ必要があります。

また、差別感情や差別行為はどのような時に出てくるのか、さらに差別意識を持って生まれた人間はいるのになぜ差別意識を持つようになったのかなど考えさせねばなりません。そうしたものを土台にいま起きている部落差別を考えさせる必要があると思っんです。

そしてそこから部落の歴史や、「えた」解放令が出されたのになぜ差別が残ったのか。戸籍制度との関係なども考えさせる必要があるのではないかとと思っいます。

わたしの母は、部落出身やからいうことで、結婚許してもらえなかったんですけども。その裏には、戸籍が大きく影響しているわけですね。本籍が部落であるということによって、それによって差別を受けるということです。だから、戸籍制度を問題にする必要があるんじゃないかなど。そのことも、非常に重要視しなきゃいけないとわたしは思っいます。

それから、奨学金問題については、当時、私学は授業料が非常に高かった。私学での差別事件が起こっていくなかで、わたしたちも私学のひとふかかか関わるようになりました。私学の学校教員と話して、授業料の高いことについてのを教育の機会均等や教育無償運動を取り上げたわけですね。

●質問者

山中さん、ありがとうございます。わたしは10年、20年前、淡路中学校の生徒であって、淡路中学校の教員になった際、同担という役職も与えられ、山中多美男

さんにすごく、叩き込まれたことがたくさんあります。わたしが教育現場でこうやって数十年やってこれた根底がそこにあるかなと思っいます。そういう教育は自分は受けてきたことが、すごい誇りであるし、これを本当にいま言うように、同和教育推進校ではないところで、どんなふうに広げていかなあかんのかというところで、自分もまだそれに対して、悩みながら各学校で抱えているところでの問題に立ち向かっていく感じでやっています。この資料にもあった「4.集団の力を豊かにする3つの文化を子どもと共に」にあることは、わたしが淡路中学校の教員のときに山中さんや教育共闘、東淀川人権教育、そういうところから学ばせてもらいました。そのときのことがいまでも通用することだというふうに考えています。アクティブラーニングなど、新しい言葉のように、伺えることがだいたいぶむかしから、いろんな方がこれが必要なんや、これが子どもたちには大事なんや、ということやってきたことが、いまでも通用すると改めて、今日感じたところです。まだ講演を続けてください。みなさんに話を伝えていってください。本当に今日はありがとうございました。

●山中多美男さん

ありがとうございます。友永さんのさっきの話ですが、わたしは部落問題は、よく以前は、江戸時代から始まる話が多いんです。わたしは、賤民制度が生まれたときから話していく、見ていく必要があると思っっています。もう一つ、人類の発祥の地は、みんな、アフリカやないかと。そこから、ずーっとみんな人間兄弟やないかと。だから、本来、人間というのは、差別はおかしなもので、賤民制度がどうしてできたのかという、そのところをしっかりと学習する必要があるんじゃないかなと思っっています。賤民制度は、日本以外の国や地域でも、あったと思っいます。だから、日本になぜ部落差別という、賤民意識が長引いているかというその原因が戸籍制度にあるんじゃないかと、わたしは思っっています。

●質問者

同和教育については、まだまだ勉強しないといけないんですけども、自分がやっていると、思っていることとして、まだ宿題を忘れた子の名前を黒板に書く方もおられる

ので、そういったことは考^{かんが}えていこうというふう^{こえ}に声^あを上げていき^{おも}たいなと思^{おも}っています。能力主義^{のうりよくしゅぎ}は、まだ現場^{げんば}にのこ^{のこ}っています。授業改善^{じゅぎょうかいぜん}とか、これから^{もと}の求められる子^こどもの姿^{すがた}とかってというこ^{いっせいじゅぎょう}で一斉授業^かのかたちから変^かえていかなきゃっていうこ^{おも}をやっています。そこでは、むかしから大事^{だいじ}にされているこ^かは変^かえず、むかしから問題^{もんだい}となっているところ^かを変^かえていけたらと思^{おも}って、実践^{じっせん}していきたいと思^{おも}います。今日はありが^{きょう}とうございました。

●山^{やま}中^{なか}多^た美^み男^おさん

能力主義^{のうりよくしゅぎ}の問題^{もんだい}について、わたし^{おも}いつも思^{おも}うんですけれど、能力^{のうりよく}って何^{なに}？って。多く^{おお}の人に聞^きくんです。能力^{のうりよく}は、誰^{だれ}しもが持^もっているんです。しかし、この人^{ひと}の持^もっている能力^{のうりよく}と、わたし^かが持^もっている能力^{のうりよく}と、こちら^{おも}の人^{ひと}が持^もっている能力^{のうりよく}には、何か^{なに}ちがうもの^{もの}があ^あって、ええんちがうかなと思^{おも}います。ちがうから、人間^{にんげん}って生^いきていけるんちがうかな。俺^{おれ}は誰^{だれ}の世^せ話^わにもな^なってない、一人^{ひとり}で俺^{おれ}は生^いきてんねや、って人^{ひと}おるけども、そりゃ間^ま違^{ちが}いですね。わたし^たの得意^{とくい}なところ^{ところ}は、人^{ひと}のため^{ため}に生^いかす、不得^{ふとくい}意^いな、わたし^たの不得^{ふとくい}意^いなところ^{ところ}では、誰^{だれ}かに助^{たす}けてもら^{もら}わないこ^こには、あかんわけ^{たが}です^{たす}よね。そこは、お互^{たが}いに、助^{たす}けあ^あって、生^いきていけるんちがうかな。ペーパーテ^{ペーパー}スト^{テスト}の点^{てん}数^{すう}が高^{たか}く取^とれるという能力^{のうりよく}は、それ^{それ}はそれ^{それ}で一つ^{ひとつ}の能力^{のうりよく}です。

この頃^{ころ}、よく発達障^{はったつしょうがい}害^{がい}という言^{こと}葉^ばを聞^きいてますけども、わたしにはよく理^り解^{かい}でき^{でき}ない、発達障^{はったつしょうがい}害^{がい}って。何か^{なに}すごいもの^{もの}を持^もってるという力^{ちから}があるというこ^こだつたらわかる。

またこんなこ^{おも}とも思^{おも}います。障^{しょうがい}害^{がい}者^{しゃ}が運^{うん}動^{どう}してき^きたおかげ^{おかげ}で、わたし^{わたし}ら、ものすごく助^{たす}けられてると思^{おも}うんですよ。わたしは今日^{きょう}こ^こへ来^くるのに、ほとんどエスケーター^{えすかれーたー}とエレベーター^{えれべーたー}しか使^{つか}えませ^あせん。階^{かい}段^{だん}をとこ^ことこ^ことこ^ことこ^こと上^あがる体^{たい}力^{りよく}があ^ありませ^あせん。しかし、エスケーター^{えすかれーたー}やエレベーター^{えれべーたー}が、このご^ごろ、あちこち^{あちこち}この駅^{えき}にもあ^あります。そんなエレベーター^{えれべーたー}やエスケーター^{えすかれーたー}を駅^{えき}につくらせた力^{ちから}は、誰^{だれ}ですか、障^{しょうがい}害^{がい}者^{しゃ}とちが^{ちが}いますか。障^{しょうがい}害^{がい}者^{しゃ}ってすごいなと、わたしはそう思^{おも}うんです。そういうかたち^{かたち}で見^みてい^いくと、障^{しょうがい}害^{がい}者^{しゃ}っていうのは、ダメ^{だめ}やではな^なくて、障^{しょうがい}害^{がい}者^{しゃ}があ^あったからこそ、障^{しょうがい}害^{がい}者^{しゃ}の活^{かつ}動^{どう}があ^あったからこそ、わたし^{わたし}も楽^{らく}に街^{まち}のなか^{なか}を歩^{ある}くこ^こができるんやと、い^いうふう^{ふう}に思^{おも}うと、あ^ありがたいなと、そう思^{おも}うよう^{よう}になるわけ^{わけ}です^すよね。

だから、能力^{のうりよく}というの^のは、障^{しょうがい}害^{がい}者^{しゃ}は何^{なん}にもでき^{でき}ない能力^{のうりよく}ではな^なくて、むしろ逆^{ぎゃく}に障^{しょうがい}害^{がい}者^{しゃ}は、あるべき社^{しゃ}会^{かい}をつくる能力^{のうりよく}を持^もっている人^{ひと}だというよう^{よう}に、わたし^{わたし}は思^{おも}っています。

ありが^{はくしゅ}とうございました(拍^{ちやく}手^て)。

れんさい
連載
Vol.18

けんぞうの視^し点^{てん}



じんけん してん こせき かんが ぞく
人^{じん}権^{けん}の視^し点^{てん}から「戸^こ籍^{せき}」について考^{かんが}える・続^{ぞく}

ともながけんぞう こうえきざいだんほうじんすみよしりん ぼ じぎょうすいしんきょうかいり じちよう
友永健三(公益財団法人住吉隣保事業推進協会理事長)

ぜんごう ぜんごう こせき なに こせき いえせいど しんけんぼうか こせき こせき じんけんしんがい こせき
前^{ぜん}号^{ごう}では、I「戸^こ籍^{せき}」とは何^{なに}か/II「戸^こ籍^{せき}」と家^{いえ}制^{せい}度^ど/III新^{しん}憲^{けん}法^{ぽう}下^かにおける「戸^こ籍^{せき}」/IV「戸^こ籍^{せき}」と人^{じん}権^{けん}侵^{しん}害^{がい}—戸^こ籍^{せき}の
ついせききのう ぶらくさべつ の こんごう こせき う だ こんがいし さべつ こせき ぶらいばしーけん
追^{つい}跡^{せき}機^{きのう}能^のと部^ぶ落^{らく}差^さ別^{べつ}について述^{じゆん}べ^{けん}ました。今^{こん}号^{ごう}では、V「戸^こ籍^{せき}」が生^うみ出^だす婚^{こん}外^{がい}子^し差^さ別^{べつ}/VI「戸^こ籍^{せき}」とプ^ぷライ^らバ^いシー^{けん}権^{けん}/
しゃかい てじたるか こせき の
VII社^{しゃ}会^{かい}のデ^でジ^じタル^たル^る化^かと「戸^こ籍^{せき}」について述^{じゆん}べ^{けん}ます。

こせき う だ こんがいし さべつ
V「戸^こ籍^{せき}」が生^うみ出^だす婚^{こん}外^{がい}子^しへの差^さ別^{べつ}
《続^{ぞく}柄^{がら}記^き載^{ざい}と婚^{こん}外^{がい}子^し差^さ別^{べつ}》

こせき ふ ぼ つづ がらん ちやくしゆつし こん
戸^こ籍^{せき}には、父^ふ母^ぼと^との続^{つづ}き柄^{がら}欄^{らん}があ^あります。嫡^{ちやく}出^{しゆつ}子^し(婚^{こん}姻^{いん}中^{ちゆう}の夫^{ふう}婦^ふの 間^{あいだ}に生^うまれ^た子^こども)は、生^うまれ^た順^{じゆん}序^{じよ}

で、長男・長女、二男、二女などと記載されます。家制度のもとでは、推定相続人の順序を示す必要があったのです。しかし、家制度がなくなったので、子どもの年齢による順序を持ち込む必要はなくなりましたが、長男・長女という序列が社会的に定着していたために、戦後改革でも残されました。

父母との続柄欄の記載によって生じている深刻な問題としては、婚外子（法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれた子どものことで、法律上は「非嫡出子」と表現される）にかかわった記載があります。婚外子は、かつては「庶子」（父が認知した場合）や「私生児」（父が認知しない子）と記載されていました。戦後の改革で、庶子や私生児の記載は無くなりましたが、戸籍には性別記載欄がないため、父母との続柄で長男・長女と記載することで性別欄を兼ねていることから、婚外子は、男・女と記載することになったのです。この結果、嫡出子とは続柄記載が違うので、戸籍謄本、抄本の交付を受ければ、この続柄記載で婚外子であることがわかるという問題が生じてきたのです。これは、子どもの平等に反しますし、プライバシーの侵害ともいえます。

《婚外子差別をなくすための闘い》

婚外子の親たちは、まず住民票の世帯主と婚外子の続柄記載について提訴しました。住民票では、嫡出子は長男・長女型で記載されていましたが、婚外子は単に子として記載されていたのです。このため、住民票での記載の区別から婚外子であることが判明することは、子どもの平等に反するし、プライバシーの侵害でもあると提訴したのです。訴訟継続中の1995（平成7）年3月、当時の自治省は、子については実子・養子、嫡出子・婚外子のすべての続柄を「子」に統一するという通達を出しました。

その後、婚外子の親たちは、戸籍の父母と婚外子との続柄について提訴しました。この訴訟が契機となり、2004（平成16）年11月、法務省は、婚外子についても長男・長女型で記載するおねの通達を出しました。この結果、嫡出子の場合、婚姻ごとに長男・長女を決める

こととなりました。婚外子の場合、母を基準に、生まれた順に長男・長女と記載されることとなりました。

なお、この改正前に出生届を出した場合、婚外子は男・女と記載されていますが、当事者の申し出によってこの記載を長男・長女型に更正することが可能になりました。しかし、戸籍には変更したという履歴がのこり、婚外子であることが判明してしまうため、この履歴を消去する必要がありますが、このためには戸籍の再製が必要です。2004（平成16）年11月から2022（令和4）年3月までで、長男・長女型で記載する更正申し出は、49,248件ありましたが、この内履歴を消去する再生申し出は6,188件にとどまっています。このため、今でも戸籍謄抄本から婚外子かどうか一目瞭然にわかる記載が残っているという問題があります。本人が更正申し出をしたときに、戸籍事務担当者が「戸籍の再製申し出すれば、更正したという履歴はなくなりますよ」と、一言、声をかけてくれていたら、再製件数がこれほど少ない数値にはならなかったと思われれます。

《「続柄」記載を問いなおす

——家制度への固執を超えるために》

ところで、住民票では行政の責任で更正できたのに、戸籍の続柄記載は当事者、つまり、母親や子どもの申し出によって更正がおこなわれるのはなぜでしょうか？それは、技術的な問題のためです。もし、母の婚外子として男子が3人いたとすると、この子が一番上で長男、こちらには二番目だから二男と言ってもらわなければ、行政では順番はわからないためです。住民票の場合は、嫡出子の長男・長女型を子に統一するので、順番は問題にならず、行政の責任で一斉に更正できたのです。

戸籍の続柄欄を性別欄に改めれば、男・女の区別だけなので、行政の責任で一斉に更正できるのではないかと意見がりましたが、実現しなかったのです。理由は、家制度的な制度を残したい、日本の伝統的な家族像を尊重したいという発想が政府側にあったためです。

《法律婚の重視》が作り出す婚外子へのく象徴的差別》

一組の夫婦及びこれと氏を同じくする子を単位として登録する戸籍編成は、こうした家族関係にない人たち——離婚した女性、婚外子を出産した女性、婚外子などを差別し、蔑視し、疎外することに繋がりました。かつては、戸籍が公開されていて、婚姻や就職に際してこれらを利用して身元調査が行われていました。このため、閲覧制度を廃止したり、第三者請求を制限したりするところとなってきました。しかしながら、そもそも「個人」以外の何かを基本単位とするという登録の仕方自体がおかしいのではないかという根本的な問題があります。

現実の家庭生活は多様です。夫婦と子、夫婦だけ、再婚家庭、母子・父子家庭、一人暮らし、婚姻届けを出さない家庭、親族以外の友人同士で共同生活をしている、同性カップルなどさまざまな家庭があります。このため、多様な家庭のあり方を保障し、支えることができる制度に展開していく必要があるのではないのでしょうか。

1995（平成7）年、戸籍制度の実証的研究をしていた利谷信義さんは、「今日家族関係が多様化している…戸籍編成の新たな基準は家族関係から中立的な形をとることが望ましい…個人籍が最も素直な選択であると思われる」と主張しています。それ以前の1992（平成4）年にも、ある自治体の戸籍実務担当者が、将来の課題として『「人間は生まれながら一個の人格を持ち、他の誰に対しても従属的關係を相互にもたないことを具現化する』ために、『出生の時点でその子の戸籍＝「個籍」を編成する』という提案』をしています。

憲法が規定する個人の尊重、法の下での平等、個人の尊厳と両性の本質的平等という理念、原則は、戸籍法にも反映されなければなりません。各自が筆頭者になって、自分を中心に自分の父母、配偶者、子を記載する形式こそ、自分が「人生の主人公」であることを明確にしたものであり、憲法の理念に忠実なものではないのでしょうか。

ちなみに、韓国では、2005（平成17）年3月、戸主制が憲法裁判所から憲法不合法という判断を受けて民法

が改正され、戸主制が廃止され、2007（平成19）年5月、個人単位の家族関係登録制度に改正されました。また、欧米各国は、もともと個人別、事項別で出生、婚姻、死亡という3種類の証書制度で対応しています。韓国や欧米各国は、登録公証制度を個人単位にしていますが、不都合は生じていません。

一口メモ：1989（平成元）年頃、「なくそう戸籍と婚外子差別・交流会」が組織され、通信『Voice』が出版されています（2024年3・5月合併号で242号）。出版物としては、なくそう戸籍と婚外子差別・交流会 編『なくそう婚外子・女性への差別』明石書店、2004年刊があります。

VI 「戸籍」とプライバシー権

《「本人通知制度」をめぐる議論》

戸籍にはさまざまなプライバシーが記載されています。具体的には、婚姻、離婚、縁組、認知、嫡出否認（婚姻中または離婚後300日以内に生まれた子は婚姻中の夫婦間にできた嫡出子とする嫡出推定を否定するための手続き。夫が、子の出生を知ってから1年以内に申し立てる）、親権の停止・喪失、氏や名の変更、相続排除、性同一性障害者の法的性別の変更など、センシティブな個人情報満載されています。

このため、本人の知らない間に第三者が戸籍謄本などを交付請求して、そうした情報入手することは、個人情報のコントロール権という視点から見ると問題があります。2009（平成21）年6月、大阪狭山市が全国に先駆けて事前登録型本人通知制度を導入しました。事前登録型本人通知制度とは、住民票や戸籍謄抄本等を代理人または第三者に対して交付した場合、事前登録型本人通知制度に登録していた人に対して交付の事実を通知するというものです。この制度の導入によって、不正発覚のリスクが高まるとともに、不正が発覚すると刑罰をとらなうため2010年代前半ぐらいまでは、この制度の抑止効果がありました。このため、部落解放運動をはじめ各方面から自治体への働きかけが行われた結果、事前登録型本人通知制度を導入する自治体が

次第に拡大していききました。

ところが、この制度に登録する人がなかなか増えないという問題が生じてきたのです。具体的には、地域住民の0.5%、あるいはそれよりも少ないという場合も生じてきたのです。この結果、行政書士等が戸籍謄抄本等の交付請求をしても大丈夫だろうということで3000万円も稼ぐ人が出てくる事態となってきました。

こうした事態を防止するための注目される取り組みとして、2020(令和2)年8月、広島県大崎上島町が、不正請求や不正取得による個人の権利侵害の抑止・防止を図ることを目的に、町内に住所・本籍地のある人全員を対象として、戸籍謄抄本・住民票の写しなどを代理人や第三者に交付した場合、交付の事実を本人に通知する制度を導入しました。このことにより、行政書士などによる戸籍謄抄本等の不正入手に対して抑止効果が格段に高まることとなりました。

いずれにせよ、戸籍謄抄本等の不正入手を防止するために全ての自治体で本人通知制度を導入することが求められているため、第二次戸籍法改正の際に、第三者請求があった場合、請求があったことを本人に通知し、本人が同意した時だけ交付すべきということが議論されましたが、(1)事務手続きが煩雑になるとのこと、(2)費用(郵便料金)がかかること、(3)多くの場合問題が生じていないなどの理由から本人通知制度の導入は見送られました。

ちなみに、2018(平成30)年度の戸籍謄本等の交付件数は、有料では約3,075万件、無料(公用請求)では約1,046万件となっています。また、誰が請求したかのデータを見ると、2005(平成17)年3月、第二次戸籍法改正の資料として出されたサンプル調査(有料の交付請求のみ)によると、戸籍謄抄本の約9%、除籍謄本の約27%が第三者請求、他は本人請求であったとのこと。

《本人通知制度と「手続きの密行性」の問題》

なお、政府が本人通知制度の導入に踏み出さなかったもう一つの問題として、手続きの密行性(交付請求を

ひみつ(秘密にしておく必要性)の問題があります。例えば、借金逃れをしている債務者がいる場合、債権者は債務回収を弁護士に依頼することが少なくありません。依頼を受けた弁護士は訴訟をする場合、被告を特定するために戸籍謄抄本が必要になります。この場合、弁護士が交付請求をしたことが債権者に知られてしまうと、財産を隠したり、処分したり、転居したりするかもしれないという問題が生じます。確かにこの問題はありますので、訴訟が終わった時点で、本人に通知することはできません。

ひとくちメモ：本人通知制度の簡単な説明については、

「STOP! 個人情報漏えい・登録しよう本人通知制度」市民ネットワークのウェブサイトが便利です。

<https://honnintuuchi.com/about/>

また、本人通知制度の詳しい説明、本人通知制度導入自治体の一覧等は、以下URLから調べることができます。

<https://choutei.net/seido-rule/honnintsuuchi/>

なお、このウェブサイトでは、2024年8月16日時点で本人通知制度を導入している自治体は、1,741市区町村中773市区町村(44.40%)とのこと。

VII 社会のデジタル化と「戸籍」

マイナンバーを利用し、戸籍に関する行政手続きを簡素化する改正戸籍法が2024(令和6)年3月に施行されることになり、(1)自治体の窓口でマイナンバーの番号を伝えるだけで年金や児童扶養手当の申請ができるようになる、(2)結婚の届け出や養子縁組、本籍地の変更などの手続きで戸籍謄本などの戸籍証明書の提出が不要になる、(3)本籍地と違う自治体に住んでいても、窓口で戸籍証明書を受け取ることができるようになりました。

戸籍のデジタル化に伴い、氏名のフリガナ記載の問題が議論されています。出生届では「よみかた」を記載する必要がありますが、戸籍にはないので、デジタル化に

対応できないのです。このため、氏名の仮名表記の法制化について、戸籍法部会から中間試案が出され、パブコメ中ですが、2025(令和7)年5月ごろ導入予定となっています。

社会のデジタル化に伴って、マイナンバーの利用拡大、戸籍のデジタル化などが進行していますが、最も重要なことは、戸籍編成の個人単位化やプライバシーの保護であることを強調しておきたいと思ひます。

おわりに

日本の法学者で明治の政治家でもあった小野梓さんは、「独立自治の良民を以て組織する社会」を目指し、「一団の家族を以て其基礎となす社会」でなく、「衆一個人を以て基礎とする社会」でなければならぬとし、戸主権、長男単独相続を斥けるだけでなく、「父母、子を持たぬの悪弊」を非とする見地から「束縛圧制人の権利妨害する養子より甚だしはなし」とまで記しています。

この主張を見ても明らかですが、個人を社会の基礎とすべきだという考え方は外来のものではないのです。日本国憲法に定める「個人の尊重」の現れです。「戸籍と人権」を考へる上で、最も重要なことは、戸籍編成

の個人単位化やプライバシーの保護なのです。最後に、個人の幸福追求権の尊重を定めた日本国憲法の第十三条を掲載しておきます。

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

ひとくちメモ

大阪市は、登録型本人通知制度を2013(平成25)年8月1日から開始しています。住吉区の場合、登録者の累計は、2024年(令和6)年11月22日現在、【住民票】の場合で342人、【戸籍】の場合で223人と、極めて少人数に止まっています。

この、「けんぞうの視点」をお読みいただいたみなさまのなかにも、登録型本人通知制度に登録されておられない方がおられると思ひます。この機会に、みなさまご自身の人権を守るために、ぜひ登録されますようお勧めいたします。

住吉隣保事業推進協会のうごき

解放へのオガリが沖繩に建つ！

10月26日、沖繩県読谷村にある、金城実さん宅横の野外アトリエに、『解放へのオガリ』設置完成を祝うセレモニーが行われました。

住吉地域からは、住吉輪読会学習者の木本久枝さん、当法人理事長の友永健三さん、部落解放同盟大阪府連合会住吉支長の友永健吾さんをはじめ、17人が参加しました。

2018年5月22日、住吉地区から8体に切断して移送した『解放へのオガリ』が、ついに沖繩で甦りました。これにより、2023年2月に、すみよし隣保館

寿に設置したものと合わせて、完全に復活したことになります。

沖繩の『解放へのオガリ』は、地上に設置されたもので、いままでのものとは違い、間近でその迫力を感じることがができます。また、背面には、「水平社宣言」や『解放へのオガリ』の解説文も掲示されています。さらには、金城さんのアトリエにある他の作品も整備し直され、より見やすくなりました。

沖繩県に行った際には、ぜひとも立ち寄っていただきたいと思ひます。

最後になりますが、このプロジェクトにご協力いただいたみなさまに、心より感謝申し上げます。



今後、『解放へのオガリ』が、「差別撤廃」「反戦・平和」へのかけはしとなるように、取り組んでいきたいと思ひます。

ご寄付のお礼

2024年10月1日から2024年11月末にご寄付をいただいたみなさまです。【川越道子さま、神野長次さま、部落解放同盟大阪府連合会住吉支部さま、名前非公開希望の方おひとり】

合計 445,000円 (今年度合計: 1,769,071円)

みなさまのご協力に感謝いたします。

【2024年度 寄付目標金額: 150万円】

いただきましたご寄付は、法人で実施するこれらの公益目的事業の経費、住吉隣保事業推進センターの維持管理に使わせていただきます。わたしたちの取り組みに、ご理解とご協力をぜひ願ひます。

なお、公益法人に対してご寄付いただいた方は、税制上の優遇措置を受けられます。寄付額に応じて、

個人または法人の所得から一定額が控除されます(くわしくは事務局までご相談ください)。

【ご寄付の方法】
銀行振込、または直接事務局へご持参ください。
ご寄付の際には寄付申込書に必要事項をご記入いただきます。

＜事務局＞住吉隣保事業推進センター
住所：大阪市住吉区帝塚山東 5-6-15
電話：06-6674-3732

＜振込先口座＞
大阪信用金庫 住吉支店 (店番号041)
普通口座 (口座番号 0115047)
口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会

賛助会員を募集しています！

賛助会員を募集しています。加入していただければ、当法人の活動をまとめた機関紙『すみりんニュース』をお送りします。また、当法人主催の指定講座に参加費半額免除でご参加いただけます。

＜年会費＞個人：3,000円 団体：10,000円

【申し込み方法】
所定の申込用紙に必要事項をご記入の上、年会費と一緒に当法人にご提出ください。

情報を配信しています！

ホームページ
すみよし隣保館 検索

Facebook
すみよし 寿 フェイスブック 検索

Instagram
@sumiyoshi_kotobuki

YouTube